

国内外旅行助成事業実施要綱

1 事業の目的

この事業は、一般財団法人福島県教職員互助会（以下「互助会」という。）の会員が、余暇を有効に活用して国内及び国外に出かけ視野を広めるための活動を促進し、もって会員の福祉の増進に資するとともに、福島空港の一層の利用促進を図ることを目的とする。

2 助成の対象

会員本人の旅行且つ一連の旅行行程の中に福島空港からの出発又は到着が含まれているときとする。

ただし、公務出張、職専免、結婚休暇による旅行は除くものとする。

また、旅行に要した費用が助成額を下回る場合は助成対象外とする。

3 助成する額

助成額は、旅行1回当たり 国内 5,000円 国外 10,000円とし、一連の旅行行程の中に1か所でも国外の空港が含まれていれば「国外」、それ以外を「国内」とする。

ただし、助成を受けられる回数は、年度内に国内、国外それぞれ1回限りとする。

4 助成の申請

助成を受けようとする者は、旅行が終了した後、別紙様式により所属所長を経由のうえ互助会理事長に申請するものとする。

5 助成金の交付

互助会理事長は、申請の内容が事業の目的に適合していると認めたときは、互助会に登録済みの申請人の口座に払い込むものとする。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 海外旅行助成事業実施要項（平成14年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。